

## 磐田市マンホール蓋設置基準

## 1 荷重区分、性能区分及び設置基準

荷重区分	性能区分	設置基準
T-25	次世代型マンホール蓋	車道（国道・県道・都市計画道路）
	JSWAS G-4 準拠 ノンスリップ型	車道（2車線、舗装幅5.5m以上）
T-14	JAWAS G-4 準拠 デザイン蓋	車道（1車線、舗装幅5.5m未満）。ただし、危険箇所（カーブ、交差点付近及び6パーセント以上の勾配道路等をいう。）は、ノンスリップ型とする。 歩道

## 2 設置区分及び設置基準（小型マンホールの蓋（φ300））

JSWAS 区分	設置基準
直接蓋	車道（国道・県道・都市計画道路）
防護蓋	上記以外

## 3 転落防止設置基準

種類	設置基準
転落防止装置	φ600以上のマンホール蓋全てに設置。